

平成26年 No.6

○国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程

○東京学芸大学協議会要項の一部を改正する要項

主な改正理由

- ・ 現行の各センター長の選任手続きである「運営委員会の推薦に基づき、専任の教授から学長が任命する。」という規定から一律に「理事又は教授（副学長を含む。）から学長が指名する。」規定に改めるものである。（ただし、教員養成開発連携センター長は除く。）
- ・ 学生支援の充実に資するために連携を強化し円滑な運営を図るため、学生相談センター、学生キャリア支援センター及び障がい学生支援室を再編し、新たに学生支援センターを設置するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年2月26日 教育研究評議会 審議・承認

平成26年3月5日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年 2 月 27 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成26年規程第 6 号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）
- (2) 東京学芸大学役付職員選考規程（昭和42年規程第 2 号）
- (3) 東京学芸大学環境教育研究センター規程（平成 6 年規程第13号）
- (4) 東京学芸大学教育実践研究支援センター規程（平成16年規程第5号）
- (5) 東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）
- (6) 東京学芸大学国際教育センター規程（昭和58年規程第10号）
- (7) 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程（平成12年規程第 6 号）
- (8) 東京学芸大学保健管理センター規程（昭和58年規程第11号）
- (9) 東京学芸大学情報処理センター規程（平成元年規程第 6 号）
- (10) 東京学芸大学理科教員高度支援センター規程（平成23年規程第22号）
- (11) 東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程（昭和59年規程第 4 号）
- (12) 東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程（昭和58年規程第 2 号）
- (13) 東京学芸大学附属図書館規程（昭和39年規程第12号）
- (14) 国立大学法人東京学芸大学の規程等の制定改廃に関する規程（平成16年規程第16号）

東京学芸大学センター長協議会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成26年3月6日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

東京学芸大学センター長協議会要項の一部を改正する要項

東京学芸大学センター長協議会要項（平成20年12月24日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：センターの再編及びセンター長の選任手続きの変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(センター)</p> <p>第15条 本学に、次のセンターを置く。</p> <p>(1) 環境教育研究センター</p> <p>(2) 教育実践研究支援センター</p> <p>(3) 留学生センター</p> <p>(4) 国際教育センター</p> <p>(5) 教員養成カリキュラム開発研究センター</p> <p>(6) 保健管理センター</p> <p>(7) 情報処理センター</p> <p>(8) 理科教員高度支援センター</p> <p><u>(9) 学生支援センター</u></p> <p><u>(10) 教員養成開発連携センター</u></p> <p>第15条の2 <u>削除</u></p> <p>[省略]</p> <p>(センター長及び施設長)</p> <p>第23条 センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置き、施設に施設長を置く。</p> <p>2 センター長及び施設長は、<u>理事又は教授</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(センター)</p> <p>第15条 本学に、次のセンターを置く。</p> <p>(1) 環境教育研究センター</p> <p>(2) 教育実践研究支援センター</p> <p>(3) 留学生センター</p> <p>(4) 国際教育センター</p> <p>(5) 教員養成カリキュラム開発研究センター</p> <p>(6) 保健管理センター</p> <p>(7) 情報処理センター</p> <p>(8) 理科教員高度支援センター</p> <p><u>(9) 学生相談センター</u></p> <p><u>(10) 学生キャリア支援センター</u></p> <p><u>(11) 教員養成開発連携センター</u> (障がい学生支援室)</p> <p>第15条の2 <u>本学に、障がい学生支援室を置く。</u></p> <p><u>2 障がい学生支援室に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(センター及び施設の長)</p> <p>第23条 センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置き、施設に施設長を置く。</p> <p>2 センター長及び施設長は、<u>教授</u>をもって充てる。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学役付職員選考規程の一部改正について

改正理由：センター長の選出方法について学長指名とするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>(選考)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。</p> <p>[省略]</p> <p>(学系長候補者の選出)</p> <p>第4条 学系長候補者の選出は，学系（センターは，総合教育科学系を含む。ただし，理科教員高度支援センターについては，自然科学系を含む。以下同じ。）ごとに，当該学系所属の<u>専任の教授</u>のうちから当該学系所属の教授，准教授，講師及び助教による選挙により行う。</p> <p>[省略]</p> <p><u>第6条 削除</u></p> <p>(任期等)</p> <p>第7条 役付職員の任期は2年とし，1回に限り再任されることができる。</p> <p>2 第2条第1項第2号から第4号までの規定により選考された者の任期は，前任者の残余期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(選考)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）の総合教育科学系長，人文社会科学系長，自然科学系長，芸術・スポーツ科学系長，<u>環境教育研究センター長，教育実践研究支援センター長，留学生センター長，国際教育センター長及び教員養成カリキュラム開発研究センター長</u>（以下「役付職員」という。）の選考は，この規程の定めるところにより，学長が行う。</p> <p>[省略]</p> <p>(学系長候補者の選出)</p> <p>第4条 学系長候補者の選出は，学系（センターは，総合教育科学系を含む。ただし，理科教員高度支援センターについては，自然科学系を含む。以下同じ。）ごとに，当該学系所属の<u>教授</u>のうちから当該学系所属の教授，准教授，講師及び助教による選挙により行う。</p> <p>[省略]</p> <p>(センター長候補者の選出)</p> <p>第6条 <u>環境教育研究センター長候補者，教育実践研究支援センター長候補者，留学生センター長候補者，国際教育センター長候補者及び教員養成カリキュラム開発研究センター長候補者の選出は，本学専任の教授のうちからそれぞれの運営委員会が行う。</u></p> <p>(任期等)</p> <p>第7条 役付職員の任期は2年とし，1回に限り再任されることができる。</p> <p>2 第2条第1項第2号から第4号までの規定により選考された者の任期は，前任者の残余期間とする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学環境教育研究センター規程の一部改正について

改正理由：センター長の選出方法について学長指名とするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第5条 センター長は、<u>学長が指名する理事又は教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 センター長はセンターの管理運営をつかさどる。</p> <p><u>3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>2 この規程施行前に、センター長として選出された者は、この規程により選出されたものとみなす。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第5条 センター長は、<u>本学専任の教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教育実践研究支援センター規程の一部改正について

改正理由：センター長の選出方法について学長指名とするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第5条 センター長は、<u>学長が指名する理事又は教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p><u>3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規程施行前に、センター長として選出された者は、この規程により選出されたものとみなす。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第5条 センター長は、<u>本学専任の教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学留学生センター規程の一部改正について

改正理由：センター長の選出方法について学長指名とするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第5条 センター長は、<u>学長が指名する理事又は教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p><u>3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規程施行前に、センター長として選出された者は、この規程により選出された者とみなす。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第5条 センター長は、<u>本学専任の教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学国際教育センター規程の一部改正について

改正理由：センター長の選出方法について学長指名とするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第6条 センター長は、<u>学長が指名する理事又は教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p><u>3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規程施行前に、センター長として選出された者は、この規程により選出されたものとみなす。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第6条 センター長は、<u>本学専任の教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程の一部改正について

改正理由：センター長の選出方法について学長指名とするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第7条 センター長は、<u>学長が指名する理事又は教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p><u>3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規程施行前に、センター長として選出された者は、この規程により選出されたものとみなす。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第7条 センター長は、<u>本学専任の教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学保健管理センター規程の一部改正について

改正理由：センター長の選出方法について学長指名とするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(所長)</p> <p>第5条 <u>所長は、学長が指名する理事又は教授をもって充てる。</u></p> <p>2 所長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。<u>ただし、欠員が生じた場合の後任の所長の任期は、前任者の残余期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規程施行前に、所長として選出された者は、この規程により選出されたものとみなす。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(所長)</p> <p>第5条 <u>所長は、本学専任の教授のうちから次条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。</u></p> <p>2 所長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学情報処理センター規程の一部改正について

改正理由：センター長の選出方法について学長指名とするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第5条 <u>センター長は、学長が指名する理事又は教授をもって充てる。</u></p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。<u>ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規程施行前に、センター長として選出された者は、この規程により選出されたものとみなす。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第5条 <u>センター長は、本学専任の教授のうちから次条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。</u></p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学理科教員高度支援センター規程の一部改正について

改正理由：センター長の選出方法について学長指名とするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第4条 <u>センター長は、学長が指名する理事又は教授をもって充てる。</u></p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。<u>ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残余期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この規程施行前に、センター長として選出された者は、この規程により選出された者とみなす。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(センター長)</p> <p>第4条 <u>センター長は、本学専任の教授のうち第6条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。</u></p> <p>2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。</p> <p>3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程の一部改正について

改正理由：施設長の選出方法について学長指名とするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(R I 実験施設長)</p> <p>第3条 R I 実験施設にR I 実験施設長を置き、<u>学長が指名する理事又は教授</u>をもって充てる。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2</u> R I 実験施設長は、R I 実験施設の管理運営をつかさどる。</p> <p><u>3</u> R I 実験施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。<u>ただし、欠員が生じた場合の後任のR I 実験施設長の任期は、前任者の残余期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1</u> この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>2</u> この規程施行前に、R I 実験施設長として選出された者は、この規程により選出されたものとみなす。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(R I 実験施設長)</p> <p>第3条 R I 実験施設にR I 実験施設長を置き、<u>本学専任の教授</u>をもって充てる。</p> <p><u>2</u> R I 実験施設長は、第3条に定める<u>運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。</u></p> <p><u>3</u> R I 実験施設長は、R I 実験施設の管理運営をつかさどる。</p> <p><u>4</u> R I 実験施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程の一部改正について

改正理由：施設長の選出方法について学長指名とするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(処理施設長)</p> <p>第3条 処理施設に処理施設長を置き、<u>学長が指名する理事又は教授</u>をもって充てる。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2</u> 処理施設長は、処理施設の業務をつかさどる。</p> <p><u>3</u> 処理施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。<u>ただし、欠員が生じた場合の後任の処理施設長の任期は、前任者の残余期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1</u> この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>2</u> この規程施行前に、処理施設長として選出された者は、この規程により選出されたものとみなす。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(処理施設長)</p> <p>第3条 処理施設に処理施設長を置き、<u>本学専任の教授</u>をもって充てる。</p> <p><u>2</u> <u>処理施設長は、東京学芸大学環境安全委員会の推薦に基づき、学長が任命する。</u></p> <p><u>3</u> 処理施設長は、処理施設の業務をつかさどる。</p> <p><u>4</u> 処理施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属図書館規程の一部改正について

改正理由：副学長が附属図書館長を兼務することができるように、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(附属図書館長)</p> <p>第3条 附属図書館長は、<u>理事又は教授</u>のうちから、学長が任命する。</p> <p>2 附属図書館長は、附属図書館の業務（東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）に定める附属図書館に関する事務を除く。）を統括する。</p> <p>3 附属図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の末日を超えることはできない。</p> <p>4 欠員が生じた場合の後任附属図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規程施行前に、附属図書館長として選出された者は、この規程により選出されたものとみなす。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(附属図書館長)</p> <p>第3条 附属図書館長は、<u>理事又は本学専任の教授</u>のうちから、学長が任命する。</p> <p>2 附属図書館長は、附属図書館の業務（東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）に定める附属図書館に関する事務を除く。）を統括する。</p> <p>3 附属図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の末日を超えることはできない。</p> <p>4 欠員が生じた場合の後任附属図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学の規程等の制定・改廃に関する規程の一部改正について

改正理由：教授の解釈について明確にするため、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(報告等)</p> <p>第8条 要項, 基準, 申合せ, 内規及び取扱い等の制定改廃を部局において行う場合は, あらかじめ総務課と協議するものとする。</p> <p>2 前項の制定改廃を行った場合は, 速やかに総務課と協議するものとする。</p> <p><u>(用語の解釈)</u></p> <p><u>第9条 本学の規程等における用語の解釈については, 原則として次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(1) 「教授」とは, 理事は含まないが, 副学長は含むものとする。</u></p> <p><u>(2) 「専任の教授」とは, 理事及び副学長いずれも含まないものとする。</u></p> <p>(校則)</p> <p>第10条 附属学校の校則の制定改廃は, 各附属学校の長が附属学校運営会議の議を経て, 学長の承認を得て行うものとする。</p> <p>2 前項の承認を得る場合は, あらかじめ総務課と協議するものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は, 平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(報告等)</p> <p>第8条 要項, 基準, 申合せ, 内規及び取扱い等の制定改廃を部局において行う場合は, あらかじめ総務課と協議するものとする。</p> <p>2 前項の制定改廃を行った場合は, 速やかに総務課と協議するものとする。</p> <p>(校則)</p> <p>第9条 附属学校の校則の制定改廃は, 各附属学校の長が附属学校運営会議の議を経て, 学長の承認を得て行うものとする。</p> <p>2 前項の承認を得る場合は, あらかじめ総務課と協議するものとする。</p>

東京学芸大学センター長協議会要項の一部改正について

改正理由：センターの再編・統合により、所要の改正を行うものとする。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「センター」とは、専任教員を置くことができるセンターで、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生支援センター</u>及び教員養成開発連携センターをいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究を所掌する副学長 (2) 環境教育研究センター長 (3) 教育実践研究支援センター長 (4) 留学生センター長 (5) 国際教育センター長 (6) 教員養成カリキュラム開発研究センター長 (7) 保健管理センター所長 (8) 情報処理センター長 (9) 理科教員高度支援センター長 (10) <u>学生支援センター長</u> (11) <u>教員養成開発連携センター長</u> <p>(議長等)</p> <p>第5条 協議会に議長及び副議長を置き、議長は前条第2号から第11号までの委員の互選とし、副議長は議長が指名する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 議長は、協議会を招集する。 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。 	<p>〔省略〕</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「センター」とは、専任教員を置くことができるセンターで、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、<u>学生相談センター</u>、<u>学生キャリア支援センター</u>及び教員養成開発連携センターをいう。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究を所掌する副学長 (2) 環境教育研究センター長 (3) 教育実践研究支援センター長 (4) 留学生センター長 (5) 国際教育センター長 (6) 教員養成カリキュラム開発研究センター長 (7) 保健管理センター所長 (8) 情報処理センター長 (9) 理科教員高度支援センター長 (10) <u>学生相談センター長</u> (11) <u>学生キャリア支援センター長</u> (12) <u>教員養成開発連携センター長</u> <p>(議長等)</p> <p>第5条 協議会に議長及び副議長を置き、議長は前条第2号から第12号までの委員の互選とし、副議長は議長が指名する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 議長は、協議会を招集する。 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

[省略]

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

[省略]